

東久留米市高校生等医療費助成事業について

1. 【概要】

東京都が、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的に、令和5年度から高校生等に係る医療費の一部を助成する制度を創設したことに伴い、本市においても当該制度を導入し、令和5年4月より事業を開始する。

2. 【対象者】

高校生等を養育する者等に対し、高校生等にかかる医療費の一部を助成する。

- ・ 高校生等とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・ 高校に在学している者に限定しないため、「高校生等」とする。

3. 【仕組み】

- ・ 所得制限あり。
- ・ 通院1回あたり200円の本人負担あり。

4. 【開始日】

令和5年4月1日より